

第23期 第21回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和元年5月30日(木曜日) 午後2時00分～午後2時45分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席農業委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	計 7名
	及川 末男	五十嵐 堅司	野村 真理子		
欠席委員					
議事録署名委員	中岡 亮太	今泉 宏治			

出席推進委員	佐久間 貴子	早勢 光明	黒坂 章	山本 まり子	計 4名
欠席委員	寒河江 一富	羽原 吉一			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	字錦岡 31番1	畑	登録なし	844	■■■■市■■町 ■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■■■市■■■■) ■■番地 ■■ ■■	地目変更のため	農地・採草 放牧地 以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 山本 まり子
2	字勇払 149番74	原野	登録なし	99,911	■■■郡■■■町■■■ ■■■丁目■■番■■号 (株)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■ (■■市■■■■ ■■条■■丁目 ■■番地 ■■■■■■■■(株) 代表取締役社長 ■■ ■■)	砂利採取のため	農地・採草 放牧地 以外	農業委員 丹羽 秀則 今泉 宏治 山内 幸子 推進委員 佐久間貴子 早勢 光明

審議結果

原案承認

議案第1号 現況証明願いの下附について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
1	字樽前 207番4 207番14 207番15 207番17 207番18	牧場 牧場 牧場 牧場 牧場	登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし	856 1,977 76 129 136	■■■■市■■■町 ■■丁目■■番■号 土地家屋調査士 ■■ ■ (■■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■)	地目変更のため	農地・採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 黒坂 章 山本 まり子
2	字錦岡 523番9 523番11 523番60 584番2	原野 雑種地 原野	登録なし 登録なし 登録なし 登録なし	559 15,222 307 140	■■■郡■■■町■■■ ■■丁目■■番■号 (株)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■	砂利採取のため	農地・採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 黒坂 章 山本 まり子

審議結果 原案可決

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について

(所有権移転(売買)による権利の設定)

整理 番号	R1-1	所有権の移転を受ける者			住 所	苫小牧市■■町■■丁目■■番■■号	
					氏名又は名称	■■ ■■	
		所有権を移転する者			住 所	苫小牧市字■■ ■■■番地	
					氏名又は名称	■■ ■■	
所有権を移転する土地					所有権移転の内容		
所在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	所有権の 登記の有無	対価(円)	円 (円/10a)	
字樽前	207 番 1	畑	20,641	有	■■■■■■■■■■	■■■■■■	
	207 番 5	畑	862				
	207 番 6	畑	991				
	207 番 13	公衆用道路	131				
	207 番 16	宅地	36				
	207 番 19	原野	93				
						(22,754)	
所有権の内容					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係		
利用目的	所有権の 移転時期	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期			
普通畑	令和元年6月10日	指定口座に 振込	令和元年6月10日	対価の 支払日	所有権移転(売買)		
所有権を移転する土地の所有権を移転する者以外の権原者等					備 考		
住 所		氏名又は名称		権限の種類		—	
—		—		—			

所有権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			性別	年齢	農作業従事日数		
■■ ■■			■	■■歳	200日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に 供している農用地の面積(m ²)			主たる経営作目		
農 地	22,494	農 地	14,278		アスパラ		
そ の 他	260						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況	主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	3人	農業専従者	1人 (人)	人日		トラクター プラウ 他 農機具	2台 1台 1式
		農業 補 助 者	主として 農業に従 事する者				
女	1人	従として 農業に従 事する者	(人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙2

審議結果 原案可決

議案第5号

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) 別紙3

審議結果

原案可決

議案第6号 苫小牧市農業委員会会議規則の一部を改正について

苫小牧市農業委員会会議規則の一部を改正する規則及び新旧対照表 別紙4

審議結果

原案可決

その他

- (1) 第23期第22回農業委員会総会の開催について
6月27日(木) 午後2時からの開催。

農地法第 4 条許可申請書確認書

第 2 3 期第 2 1 回農業委員会 議案第 3 号

申請者 (4 条)	借 主 (5 条)	貸 主 (5 条)	確認者
■■ ■■	—	—	池田 吉繁

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判 断 項 目	該当	備 考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	—	
【甲種農地】 (市街化調整区域内にある農地)		
概ね 10ha 以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	レ	
農業公共投資対象後 8 年以内の農地	—	
【第 1 種農地】		
概ね 10ha 以上の集团的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
【第 2 種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から 500m 以内の区域内 (宅地割合が 40% を超える場合は 1km を限度に延長可) 農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団 (概ね 10ha 未満) 農地	—	
【第 3 種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設の路沿道で、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設等の公共的施設が存在	—	
申請地から概ね 300m 以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	—	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が 40% 超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由 (判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地は、都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域内にある概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある
 農地のうち、その区画、面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適する良好な営農条件を備える農地であり、農地法施行令第 6 条に該当する農地と判断する。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

--

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確 認 事 項	可否	備 考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利（貸借権、(根)抵当権、地上権等）者の同意等	可	抵当権者の同意書
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく証明書申請
法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	可	土地利用計画図
転用面積の妥当性	—	
転用目的が土地造成のみでないこと （宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性）	可	厩舎、ウォーキングマシン等の建設

(2) 被害防除措置の妥当性

確 認 事 項	可否	備 考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	—	
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障（日照、通風、分断、蚕食等）	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3) 一時転用

確 認 事 項	可否	備 考
事業終了後の農地復元（表土の確保等）	—	
設定する権利が貸借権又は使用貸借権	—	

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	—
法人の登記事項証明書（法人の場合）		—
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り 「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	レ
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績確認書	レ レ
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	レ
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	レ
事業計画書		—
事業計画の詳細		—
必要面積算定根拠		—
被害防除計画		—
工事工程表		レ
土地利用計画図		レ
造成計画図（平面図、縦横断図）		—
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	—
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	—

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 23 期第 21 回農業委員会総会 議案第 4 号
 (利用権の設定：所有権移転)

譲受(借)人： ■■■■	譲渡(貸)人： ■■■■	作成者： 池田 吉繁
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 認定農業者であるほか基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき条件を満たしており、また担い手への農地集積に資するなど農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、樽前地区で父とともに長く営農しており、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は、樽前地区で長い営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(借)人と譲渡(貸)人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

(別紙3)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：北海道
農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積		1,260	1,260		1,260	
経営耕地面積		814	310	4	500	814
遊休農地面積		13				13
農地台帳面積		1,431				1,431

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	68
自給的農家数	21
販売農家数	47
主業農家数	16
準主業農家数	1
副業的農家数	30

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	82
女性	40
40代以下	15

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1, 270ha	711ha	56.0%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模拡大の利点などへの理解を得ながら、担い手を確保していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
20ha	74ha	25ha	370%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	農地貸借について、日頃から新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動等を実施する外、農業者等と北海道農政事務所、北海道、北海道農業会議等との意見交換会を平成31年1月に1回開催し、農地中間管理事業等の周知を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用集積目標20haに対し、集積面積が74haとなり、達成率が370%と目標を超えた。
活動に対する評価	日頃から個別に農業者の状況把握に努めており、農業者の意向を聞くなどこまめな対応を行っている成果が出た。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	2経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	15ha	5ha	21ha
課題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模の拡大などの利点について理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	2経営体	200%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
10ha	13ha	130%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	農地貸借について、日頃から新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動等を実施する外、農業者等と北海道農政事務所、北海道、北海道農業会議等との意見交換会を平成31年1月に1回開催し、農地中間管理事業等の周知を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入目標1経営体に対し2経営体と目標値を達成でき、参入実績面積目標10haに対しても13haと目標を達成することができた。
活動に対する評価	新規参入面積の目標は達成しましたが、今後も農地利用状況調査等で農地所有者の意向等を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,270ha	遊休農地面積(B) 3.5ha	割合(B/A×100) 0.28%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の更なる充実が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標① 3.5ha	解消実績② 0ha	達成状況(②/①×100) 0%
----------------	--------------	---------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
活動計画	農地の利用状況調査	18人	8月～11月	11月～1月	
	調査方法	市内全域を6調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当			
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 12月～1月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 18人	調査実施時期 8月～11月	調査結果取りまとめ時期 11月～1月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	13筆	調査数:	筆
		調査面積:	7.8ha	調査面積:	ha
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地は発生しましたが、目標値としては妥当である。
活動に対する評価	前年比で約2倍の遊休農地が発生したため、これまでも増してより一層積極的に遊休農地が発生しないよう予防対策を講じていくことが必要である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,270ha	0ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8月～11月)及び農業委員・推進委員等による日常的回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	4月以降毎月のように農業委員・推進委員、及び事務局による農地の日常的な見回り等を行って、違反転用の未然防止を図っている。
活動に対する評価	現在、違反転用が見られないが今後も日頃の地道な未然防止活動が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 4件、うち許可 4件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	3件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を記載の上農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 1件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 29件 公表時期 平成31年1月
	是正措置	情報の提供方法: 苫小牧市農業委員会のホームページにて公表している。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 6件 取りまとめ時期 平成31年3月
	是正措置	情報の提供方法: 議事録に記載の上農業委員会のホームページにて公表している。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,431ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	是正措置	公表: 農地部分の情報については全国農地ナビにて公表。

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見)
	無
	(対処内容)

農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見)
	無
	(対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

(別紙3)

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	68
自給的農家数	21
販売農家数	47
主業農家数	16
準主業農家数	1
副業的農家数	30

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	82
女性	40
40代以下	15

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	20
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		1,260	1260			1,260
経営耕地面積		814	310	4	500	814
遊休農地面積		13				13
農地台帳面積		1,431				1,431

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,260ha	717ha	56.9%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模拡大の利点などへの理解を得ながら、担い手を確保していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	10ha	(うち新規集積面積	2ha)
	目標設定の考え方:過去の実績と農業者等の意向から設定			
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	2経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	5ha	21ha	13ha
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模の拡大などの利点について理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	5ha
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,260ha	13ha	1.03%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あつせん活動の更なる充実が必要。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 13ha			
	目標設定の考え方:農地所有者、農業委員・推進委員、中間管理機構などが連携を図り遊休農地を解消すること。また、遊休農地を発生させないこと。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		18人	8月～11月	11月～1月
	調査方法	市内全域を6調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員・推進委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～2月	
その他				

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,260ha	0ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活 動 計 画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8月～11月)及び農業委員、推進委員、事務局職員による日常的見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員・推進委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
---------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

別紙 4

苫小牧市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

苫小牧市農業委員会会議規則（昭和26年9月5日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「在任委員」を「在任農業委員」に改める。

第3条第1項中「委員に」を「農業委員に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に対し会議への出席を求める場合においては、第1項の規定を準用する。

第6条中「在任する委員」を「在任農業委員」に、「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第8条第1項中「委員」を「農業委員」に改め、同条第2項中「委員は」を「農業委員及び推進委員は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進等について報告し、及び意見を述べることができる。

第9条中「出席委員」を「出席農業委員」に改める。

第10条中「委員会の委員」を「農業委員及び推進委員」に改める。

第11条第1項及び第13条第2項中「出席委員」を「出席農業委員」に改める。

第16条第1項中「委員」を「農業委員」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

○苫小牧市農業委員会会議規則（昭和26年9月5日制定）

改正後	現行
<p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく会議を招集しなければならない。</p> <p>(1) <u>在任農業委員</u>の3分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求をしたとき。</p> <p>(2) 市長が諮問したとき。</p> <p>(会議の通知及び公示)</p> <p>第3条 会長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、<u>農業委員</u>に通知するとともに委員会の事務所に公示しなければならない。</p> <p>2 前項に通知及び公示は緊急やむを得ない場合を除き、会議の日前3日までにこれをしなければならない。</p> <p>3 <u>農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）</u>に対し会議への出席を求める場合においては、第1項の規定を準用する。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第6条 会議は、<u>在任農業委員</u>の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第31条第1項</u>の規定により会議を開くことができなくなるときは、この限りでない。</p> <p>(発言)</p> <p>第8条 <u>農業委員</u>は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。</p> <p>2 <u>推進委員</u>は、農地等の利用の最適化の推進等について報告し、及び意</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく会議を招集しなければならない。</p> <p>(1) <u>在任委員</u>の3分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求をしたとき。</p> <p>(2) 市長が諮問したとき。</p> <p>(会議の通知及び公示)</p> <p>第3条 会長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、<u>委員</u>に通知するとともに委員会の事務所に公示しなければならない。</p> <p>2 前項に通知及び公示は緊急やむを得ない場合を除き、会議の日前3日までにこれをしなければならない。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第6条 会議は、<u>在任する委員</u>の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第24条第1項</u>の規定により会議を開くことができなくなるときは、この限りでない。</p> <p>(発言)</p> <p>第8条 <u>委員</u>は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。</p>

見を述べることができる。

3 農業委員及び推進委員は、発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。委員会の同意又は要求により会議に出席した公務員その他の者が発言するときも、また同様とする。

(動議の制限)

第9条 動議は、出席農業委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

(議事参与の制限)

第10条 農業委員及び推進委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議決の方法)

第11条 委員会の議事は出席農業委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 採決に当り可否を表明しない者は棄権したものとみなす。

(議事録)

第13条 会長は、議事録を作製しなければならない。

2 議事録には議長及び委員会において定めた2人以上の出席農業委員が署名しなければならない。

3 議事録は委員会の事務所に備え付け一般の縦覧に供しなければならない。

(会長の代理)

第16条 会長に事故あるときは、農業委員が互選した者がその職務を代理する。

2 前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。

2 委員は_____、発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。委員会の同意又は要求により会議に出席した公務員その他の者が発言するときも、また同様とする。

(動議の制限)

第9条 動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

(議事参与の制限)

第10条 委員会の委員_____は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議決の方法)

第11条 委員会の議事は出席委員_____の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 採決に当り可否を表明しない者は棄権したものとみなす。

(議事録)

第13条 会長は、議事録を作製しなければならない。

2 議事録には議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。

3 議事録は委員会の事務所に備え付け一般の縦覧に供しなければならない。

(会長の代理)

第16条 会長に事故あるときは、委員_____が互選した者がその職務を代理する。

2 前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。

施行日：令和元年6月1日